

病床確保料（令和2年度・3年度交付分）の過大交付について（事案の概要）

交付対象

- ① コロナ患者を即時に受入可能な空床（即応病床の空床）
- ② 即応病床のために休止する空床（休止病床）

①・②に患者が入院期間中は交付対象外



診療報酬収入

病床確保料を補助

補助上限額

医療機関の機能に応じて病床の種別ごとに設定

病床の種別	重点医療機関		一般病院
	特定機能病院等	一般病院	
I C U病床	436,000円/日	301,000円/日	97,000円/日
H C U病床	211,000円/日	211,000円/日	-
重症者・中等症者病床	-	-	41,000円/日
その他病床	74,000円/日	71,000円/日	16,000円/日

※いずれも当時の1床あたりの補助上限額

※重点医療機関は新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関

主な過大交付の概要

交付対象に関する解釈の差や補助上限額を誤ったことから生じた事案（別紙1）

- 患者が入院期間中は診療報酬が支払われるため病床確保料は交付対象外であるところ、**患者の退院日の扱いについて、国、都道府県毎に解釈が異なっていたこと**などにより、医療機関において過大交付が生じたもの（過大交付件数の95%以上）
- 医療機関が都道府県に交付申請する病床について、**適用する補助上限額を誤ったもの**（例：重点医療機関（一般病院）が「その他病床（71,000円/日）」を誤って「H C U病床（211,000円/日）」として交付申請した事案）

即応病床の要件を満たしていないことから生じた事案（別紙2）

- **即時に受入できない病床に交付していたもの。**

※すでに一部の都道府県では医療機関からの返還が完了しており、未了の場合には、過大交付が生じている医療機関からの返還作業を速やかに進めるよう依頼中